

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

| 番号 | 質問箇所   | 質問事項   | 回答           |
|----|--|--|--------------|
| 1  | 技術提案における施工条件書<br>全体<br>前提条件<br>1-6 道路規格・幅員構成<br>1-7-4 昼夜連続通行規制<br>1-7-11 仮設防護柵 | 1-6 道路規格・幅員構成 では「…上下線を対面通行させる場合は、…中間部にSB種相当の仮設防護柵を設けるものとする。…」と記載されており、また、1-7-11 仮設防護柵 では「 <u>昼夜連続通行規制を行う場合は、剛性防護柵種別がSB種相当の防護柵を用いること。</u> 」となっています。<br>1-7-4 昼夜連続通行規制 では「 <u>昼夜連続規制とは、…現況の車線幅員以下に減じて行う固定規制、または、…上下線を対面通行させる固定規制をいう。</u> 」と説明されています。<br>技術提案において、 <u>拡幅部や渡り車線、床版の撤去・架設等の施工時に現況の車線幅員以下に減じて固定規制を行う場合、車両通行帯と作業帯を隔てる規制の境界に設置する仮設防護柵は、全てSB種相当の防護柵とする</u> との解釈でよろしいのでしょうか。 | そのとおりお考え下さい。 |